

技術検定合格証明書 書換申請書

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請日 令和 年 月 日

中部地方整備局長

殿

ふりがな

氏名

本籍	(※外国籍の方は、国名を記載してください。)
住所	(〒 ー)
電話番号	
生年月日	年 月 日

検定種目・区分	(級)	(種目)	(種別)	(区分)
		電気通信工事施工管理	—	
合格証明書の交付年月日		年	月	日
合格証明書番号				

申請の理由	氏名の変更
ふりがな	
変更後(新氏名)	
ふりがな	
変更前(旧氏名)	

【注意事項】

- 本人以外(会社等)の申請は受理できません。
- 戸籍上の氏名の変更に伴う申請以外は受理できません。旧姓に関する記載変更のみの場合、再交付申請となります。
- 前回交付された証明書を返納する必要があります。証明書を滅失した場合は、再交付申請を同時に行う必要があります。
- 簡易書留送料として切手490円を同封して下さい。(再交付申請を同時に行う場合は必要ありません。)
- 本人及び住所確認書類として、以下①～⑤のいずれかの写しの添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。再交付申請を同時に行う場合は併せて一部提出して下さい。
 - 運転免許証(表面及び裏面。有効期限内のもの)
 - 監理技術者資格者証(表面及び裏面。有効期限内のもの)
 - 住民票の写し(提出日時点で市区町村の発行から6ヶ月以内のもの。個人番号(マイナンバー)の記載がある場合はマスキング。写しのコピーでも可。)
 - マイナンバーカード(表面のみ。カードの有効期限内のもの)
 - 在留カード(表面及び裏面。有効期限内のもの)
- 本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。本人の住所以外が記載されたものは受理できません。
- 氏名の変更を確認する書類として、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)または個人事項証明書(戸籍抄本)の添付が必要です。証明書は提出日時点で市区町村による発行から6ヶ月以内の証明書原本に限ります。(コピーは不可。)
- 合格証明書の交付者に係る個人情報、証明書の交付に関する事務のほか、公共工事の発注者における建設業者の資格審査等に使用することがあります。
- 戸籍上の氏名の変更に併せて、旧氏(旧姓)または通称併記を希望される場合は、旧氏(旧姓)または通称が併記された以下の書類のいずれかを提出して下さい。
住民票の写し(コピー可)・マイナンバーカードのコピー(表面のみ)・運転免許証のコピー(表面及び裏面)、監理技術者資格者証(表面及び裏面)。

記入例

技術検定合格証明書 書換申請書

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請日 令和 6 年 3 月 25 日

中部地方整備局長

殿

ふりがな すずき いちろう (さとう)
氏名 鈴木 一郎 (佐藤)

本籍	青森県
住所	(〒 100-0013) 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
電話番号	090-0000-0000
生年月日	昭和 50 年 10 月 10 日
検定種目・区分	(級) 2級 (種目) 電気通信工事施工管理 (種別) ー (区分) 技士
合格証明書の交付年月日	令和 3 年 3 月 10 日
合格証明書番号	123456789

申請の理由	氏名の変更
ふりがな	すずき いちろう
変更後(新氏名)	鈴木 一郎
ふりがな	さとう いちろう
変更前(旧氏名)	佐藤 一郎

氏名
合格者氏名(変更後の氏名)を本人確認書類の表記のとおり記入して下さい。原則として証明書は本人確認書類の表記どおりに発行されます。

旧氏(旧姓)併記を希望される場合は、氏名の右横に角括弧書きで旧氏を記入し、旧氏が併記された以下の書類のいずれかを提出して下さい。ただし、住民票に旧氏の記載を行っていない場合は併記できません。
・住民票の写し
・マイナンバーカードの写し
・運転免許証の写し 等

再交付申請を同時に行う場合は、本籍から合格証明書番号までの記入を省略できます。

本籍
現在の本籍地の都道府県名を記入して下さい。外国籍の方はその国籍を記入して下さい。

住所
本人確認書類に記載の住所を記載して下さい。合格証明書の送付先となるため、必ず郵便番号も記入して下さい。本人確認書類に記載の住所以外へは送付できません。

電話番号
合格者本人と日中確実に連絡が取れる連絡先(携帯電話など)を記入して下さい。

検定種目・区分
種別:2級のみ選択してください。
区分:第2次検定または実地試験合格者は技士、第1次検定合格者は技士補を選択してください。

交付年月日
合格証明書の最初の発行日を記入して下さい。

合格証明書番号
前回交付された合格証明書の番号を記入して下さい。

変更後(新氏名)
本人確認書類に記載の氏名・本籍と一致する必要があります。
・氏名の変更を確認する書類として、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)または個人事項証明書(戸籍抄本)の添付が必要です。
住民票の写しの場合は「本籍の記載のあるものに限ります」。
証明書は提出日時点で市区町村による発行から6ヶ月以内の証明書原本に限ります。(コピーは不可。)

変更前(旧氏名)
前回交付された合格証明書に記載された氏名を記入して下さい。